

Taki Plaza Gardener 規約

第 1 条（名称）

本団体の名称を以下のとおりとする。

Taki Plaza Gardener

第 2 条（活動拠点）

本団体の活動拠点を以下に置く。

〒152-8550 東京都目黒区大岡山2丁目12-1

Hisao & Hiroko TAKIPLAZA 地下二階居室スペース

第 3 条（団体の目的）

本団体は、東京科学大学の学生が中心となって、東京科学大学に存在する国際交流と学生支援を目的とする施設である Hisao & Hiroko TAKIPLAZA での学生による活発な利用を促すことを目的とする。

第 4 条（設立日）

本団体の設立日を以下の通りとする。

西暦 2019 年 12 月 20 日

第 5 条（会員）

Taki Plaza Gardener の会員は東京科学大学の学生に限る。また、「Taki Plaza Gardener の会員」とは、「Taki Plaza Gardener 名簿」に名前のあるものとする。

(1)正会員は学士 1 年生から学士 3 年生とする。ただし、学士 3 年生は 3Q まで正会員として所属し、4Q 以降、賛助会員となる。

(2)賛助会員は学士 3 年生以降かつ東京科学大学を未卒のものとする。

(3)正会員は Taki Plaza Gardener の全ての活動に参加する権利を持つ。

(4)賛助会員は第 15 条に記載の組活動、プロジェクトに参加する権利を持つ。

第6条（入会）

入会する者は、既会員より説明を受けた後、リーダーに入会の意思を伝える。リーダーが「Taki Plaza Gardener 名簿」へ名前を記載することで会員となる。

第7条（会費）

正会員は、会費として以下に定めた2回の期日までに1000円ずつ合計2000円納入する。

(1) 前期

(a) 新規会員は入会后初回の活動日

(b) 既存会員は5月中

(2) 後期

(a) 10月中

会費の使用方法は、「会費の使い方(最新版)」に従う。

第8条（退会）

会員は、退会希望の旨をリーダーに伝えることで、任意に退会することができる。リーダーは、退会希望の連絡を受けたのち、退会希望者を名簿から削除する。特別な理由なく会費を期日までに支払わない場合、自動的に退会する。また、公序良俗に反する行為をした場合も退会とする。

第9条（役員）

重役会は、

リーダー1名

副リーダー1名

班長若干名

で構成される。

正会員は重役会の決定をいつでも閲覧でき、決定の詳細について重役を通して問い合わせたり、変更を依頼することができる。

第10条（選任）

次期重役候補は、重役会の議決によって選出し、本人の意向に基づいて選任する。
次期重役は原則として代替わりの1か月前までに正会員向けに公表されるものとする。
次期重役は正会員の3分の2から承認を得て決定する。

第11条（職務）

- (1)リーダーは、本団体を代表し、円滑な運営に努める。
- (2)副リーダーは、代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。
- (3)班長は、各班を代表し、各班の活動を統括する。
- (4)会計は、会計業務を担当する。

第12条（解任）

重役が次のいずれかに該当するときは、重役会の議決により、これを解任することができる。
(1)心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
(2)公序良俗に反する行為をした場合。

第13条（任期）

重役の任期は、1年とする。ただし、重役が正会員であるならば、再任を妨げない。

第14条（総会）

本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回程度開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。総会の議事については、議事録を作成する。

総会は、以下の事項について議決する。

- (1)規約の変更
- (2)その他、運営に関する重要事項総会は、正会員の過半数の承認を受けたのち、承認した者の内過半数の出席がある場合に開催できる。

議事は、出席者の3分の2以上の賛成で決定するものとする。

第15条（活動）

本団体の具体的な活動単位として、班、組、プロジェクトを置く。

(1) 班活動

マネジメント班、イベント班、コミュニティ班、制作班、システム班に分かれて活動する。各班に班長を置く。必ずマネジメント班から TPG の会計担当者を選出する。

(a) 副班

正会員は入会時に所属した班（主班）に加え、別の班に所属することができる。これを副班とよぶ。

主班の班長と副班希望先の班長の承認をうけて、リーダーが名簿に記載することで所属とする。

(b) 転班

正会員は主班を変更する事ができる。主班の班長と転班希望先の班長の承認をうけて、リーダーが名簿に記載することで所属とする。

(2) 組活動

会員を、班を跨いだグループにわけ、団体内部の交流促進を目的として活動する。

(3) プロジェクト

班をまたいだ企画を行う場合、正会員はこれを発足させることができる。

プロジェクトの活動は必ずいずれかの班の班長が把握するものとする。班長はプロジェクトの進捗をプロジェクトリーダーから報告を受ける。

参加は正会員と賛助会員に限る。ただし、1名以上の正会員の参加を必要とする。

第 16 条（運営）

本団体は、第 3 条の目的を達成するために、必要な活動を行う。

第 17 条（規約改正）

規約は第 14 条に記載の通り総会の議決によってのみ改正される。

附則

1.この規約は 2026（令和 8）年 4月1日から適用する。

上記の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(住所)

(団体名)

代表 (本人自署) 印